

養育費支払確保の ための意見書

2004年3月19日

日本弁護士連合会

目 次

提言	1
第 1 はじめに.....	2
第 2 有子夫婦の離婚に伴う子どもの現状.....	3
1、離婚件数と親権	3
2、離別母子世帯の厳しい生活状況	3
3、親の養育費支払いの現状	4
第 3 諸外国の制度.....	5
1、アメリカ	5
2、イギリス	5
3、フランス	6
4、スウェーデン	6
第 4 離婚に伴う養育費についての現行法上の問題点.....	7
1、父母の未成年子に対する養育義務について	7
2、養育費の取決めについて	7
3、履行の確保について	8
第 5 対策.....	8
1、養育費取決め届出制度の新設	8
2、養育費支払命令制度の新設	9
3、養育費立替払制度の新設	10
4、税制上の優遇制度の新設	12
5、婚姻することなく出生した子どもの養育費について	12
資料 養育費に関する合意書	

提　　言

以下の検討をふまえ、次のとおり提言する。

1、(1) 父母は親権の有無にかかわらず未成年子の養育費を負担する義務を負うとの規定を民法上設ける。

(2) 民法 766 条 1 項を改正し、「子の監護をすべき者その他監護に必要な事項」とあるのに加えて、養育費の額及び支払方法についても協議で定める旨明示する。

2、協議離婚届出にあたり、「養育費取決め届出制度」を新設する。

有子夫婦が協議離婚をする場合、夫婦は離婚届提出に際し、養育費の額及びその支払方法に関する合意書を届出できる制度である。

3、「養育費支払命令制度」を新設する。

2 の合意書を届け出たが、その履行がなされない場合、権利者は子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費の支払命令を申し立てることができる制度である。申立に基づいて養育費支払命令が出された場合、義務者は送達後 2 週間以内に異議申立をすることができ、この異議申立により養育費支払命令申立時に養育費請求審判事件の申立がなされたものとみなして審判手続に移行する制度である。

4、「養育費立替払制度」を新設する。

離婚後及び婚外子に対する養育費が支払われない場合、国が養育費請求権を譲り受けて、養育費の一定割合又は一定金額を権利者に給付し、国の債権として取り立てる制度である。

5、「税制上の優遇制度」を新設する。

離婚した父母及び婚外子の父母が養育費を支払った場合、現行税法上扶養控除を受けられない親に税制上優遇措置を設ける。具体的には、

(1) 離婚に際して及び婚外子に対して支払われる養育費について、受給者に贈与税を課税しない取扱とすること。

(2) 養育費を支払う者に、所得税の所得控除の一項目として養育費控除を設ける。

第1 はじめに

1、わが国の離婚件数は増加の一途を辿り、2002年には約29万件となっている。

これにつれて親が離婚した子どもの数も増え、1998年には約24万7000人となっている。

離婚の際の親権者の取決めにおいて、母が親権者となるケースは約8割を占めているが、女性の賃金水準の低さ、不安定就労の多さを反映して、母子家庭の生活水準は一般家庭に比べて著しく低い。その上、養育費の取決め率は低く、支払状況も芳しくない実態がある。

2、当連合会はこのような現状に鑑み、1992年に「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」を公表し、養育費の支払いを確保するための制度改革を提言した。

しかるに、提言した改革のうち実現されたのは、2003年の民事執行法の改正により、予備差押制度が新設された点（法151条の2）同じく2003年の人事訴訟法の改正により離婚判決に付帯処分として養育費の額等を定めうることを明記した点（法32条）のみである。

予備差押制度が新設されたことは、養育費支払義務者が給与所得者である場合、養育費支払確保のために一定の効果を上げることが期待でき、評価できるが、他の提言は未だ実現されていない。

3、今回改めて意見書を公表する理由としては、近年離婚数の増加に伴って、親の離婚を経験する子どもの数も増加しており、養育費支払確保の必要性が益々高まっていること、母子家庭の平均収入は一般家庭の約3分の1と著しく低いこと、及び女性の不安定就労の増加により、その現状は改善される見込みが乏しいこと、それどころか2003年の児童扶養手当法改正により手当が削減されたことにより、母子家庭の生活が益々逼迫していることなど、今日提言の実現が一層急務となっていること、意見書で提言していた養育費取決め・支払命令制度・立替払制度は関係者に周知されておらず、実現が図られていないこと、があげられる。

当連合会は、金銭債務の間接強制制度導入に反対の意見を表明しているが、その意見書の中でも指摘した通り、養育費支払確保のためには簡易に債務名義を取得できる養育費取決め制度、支払命令制度が実効性を上げうるものであり、この制度の新設がむしろ急務であると考える。

4、よって、今回下記の通り、従来の提言のうち2項目は削除し、本提言の5項については修正して改めて公表するものである。

すでに改正が実現した、将来分の差押を可能とする制度の提言、及び離婚判決に付帯処分として養育費の額等を定めうることを明記する旨の提言

を削除した。

養育費の支払いが問題となるのは、離婚後の子どものみならず婚外子も同様であるため、婚外子の養育費についても提言の対象とした。

第2 有子夫婦の離婚に伴う子どもの現状

1、離婚件数と親権

離婚件数は1960年頃から増加の一途をたどっている。そして、2002年の離婚件数は28万9836件に達し、多くの子どもが両親の離婚に直面し、両親の一方と離れて暮らすことを余儀なくされている（平成15年＜2003年＞人口動態統計）。

ところで、離婚の際には夫と妻のどちらが子どもの親権者になるかが決められるが、1950年から1965年までは「夫がすべての子どもの親権を行う」ケースが「妻がすべての子どもの親権を行う」ケースより多かった。しかし、1966年を境として、「妻がすべての子どもの親権を行う」ケースが「夫がすべての子どもの親権を行う」場合を超えるようになった。2001年には、「妻がすべての子どもの親権を行う」場合が79.9%になっており、これに「妻が一部の子どもの親権を行う」場合を含めると、「妻が子どもの親権を行う」場合が全体の84%を占めるまでになっている（同上）。

2、離別母子世帯の厳しい生活状況

このように、離婚に直面した子どもの大多数は、父親と離れ、母親と生活を共にしているのであるが、離別母子世帯の生活状況は平均すると年収は229万円、月々19万円位の収入であり、経済的にも厳しい状況となっている。

すなわち、日本では先進諸外国の中でも飛び抜けて大きな男女間賃金格差があるが、母子世帯の母親は女性の平均賃金よりさらに低い収入しか得ていない。1997年の統計では、一般世帯の平均収入が約658万円であるのに対し（2001年国民生活基礎調査）母子世帯の収入は約229万円、父子世帯の平均収入金額は約422万円であった（1998年度全国母子世帯等調査）。したがって、母子世帯の収入は、一般世帯の34.8%にしか達していない。

また、これらを生活保護の基準と比べても、母41才、子ども12才・14才とし、東京居住を想定した場合の2002年度の生活保護費（基準生活費に母子加算し、住宅扶助、教育扶助を加算した額）は約270万円であるので、母子世帯は生活保護基準を下回る水準となってしまっているのである。

さらに、死別母子世帯では、夫の死亡にともない財産を相続したりするため、66.7%が持ち家に住んでいるのに対し、離別母子家庭で持ち家に住んでいるのは17.3%に過ぎない（1998年度全国母子世帯等調査）。また、離別

した母親は、夫の生命保険金を受け取ったりしているわけでもなく、遺族年金を受給しているわけでもない。

さらに加えるならば、離別母子家庭では、死別母子家庭に比べて、子どもの平均年齢が低く、今後の養育期間も長いことが伺われる。すなわち、死別母子家庭では、一番下の子の平均年齢は13.7才であるが、離別母子家庭では10.4才となっている。離別母子家庭の実に51.4%は11才以下の子どもがいるのである（同上）。

このように、離別母子家庭は、幼い子どもを抱えて、経済的に苦しい生活を強いられているのが実態である。

3、親の養育費支払いの現状

親権者にならなかった父親にも、子どもの幸福のため、安定した生活を送ることができるように養育費を支払う責任がある。従って、父親が適正な額の養育費を支払ってくれれば、離別母子家庭の経済的な苦しさも緩和されるであろう。

しかし、わが国の離婚の91.5%を占める協議離婚では、養育費の取決めをする事が義務づけられていないことから、養育費を決めて離婚することは少ない。前掲の1998年度全国母子世帯等調査結果においても、養育費の取決めをしている割合は35.1%にすぎない。

そして、調停離婚で夫から妻への養育費支払いの取決めがされる場合も、その取決める金額（支払い金額の合計）は2万円以下が16.2%、2万円を超えて4万円以下が42.1%、4万円を超えて6万円以下が26.7%で、全体の85%が6万円以下の金額を取決めているに過ぎない。そして、子どもの数によって取決められた養育費の額をみてみると、子ども一人の場合は4万円以下が72%、子ども二人の場合であっても、2万円を超えて6万円以下が62.1%という低い金額なのである（2002年司法統計年報）。

ちなみに、最近の裁判所の実務では、調停などの際には養育費の算定表（判例タイムズ1111号「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」の算定表）を示して養育費のおおよその目安を示すことなども行われている。ちなみに、夫の税込み年収650万円、妻の収入はなく、第1子が10歳、第2子が5歳の場合には、上記算定表によれば養育費の額は二人分で10～12万円となる。上記算定表については、全体的に額が低い、個別の事情が反映されていない等の批判がある反面、基準が明確になったことにより養育費の決定の迅速化が図られたことを評価する声も多い。

ともあれ、養育費の額が取決められたとして、現実に養育費の支払いがきちんと履行されているかというと、それがまた問題であり、取決めがあったとし

ても養育費の支払いが実行されていないのが大多数という現状があるのである。約束された養育費についてどの程度履行されているかについての全国母子世帯調査の結果によれば、離別母子世帯のうち養育費の支払いを現在も受けている世帯は20.8%、受けたことのある世帯は16.4%にすぎず、残り60.1%が一度も養育費の支払いを受けていないのである（1998年度全国母子世帯等調査）。

第3 諸外国の制度

有子夫婦の離婚手続きや養育費の決め方について、各国はどのような制度になっているのであろうか。

1、アメリカ

（1）離婚制度

アメリカでは各州ごとに離婚法が定められ、手続きは異なっているが、当事者間で子どもの処遇など離婚についての取決めをしてその合意内容を裁判所に提出し、裁判所がその合意について申立人を審問して離婚判決を申し渡すという方式がもっとも多いようである。

（2）養育費の取決め

多くの州では、当事者間で子どもの監護・面接交渉等とともに、養育費についても合意したうえでその内容を裁判所に提出し、裁判所の審理を経て判決により決定されている。

任意または強制による所得からの天引制度（義務者の同意あるいは裁判所の命令により、雇用主が義務者の所得の一部を天引して直接その被扶養者に支払うとする制度）が設けられている州が多い。また、州によっては、裁判所が扶養命令を発する際に、不動産に先取特権を設定する方法等により履行確保を図っている。さらに、養育費を支払わない親が刑事罰を受けたり、裁判所侮辱罪による身柄拘束を受けるとされているところもある。

また、連邦法レベルでは、AFDC（児童扶養家庭扶助）制度の受給者について、義務者に対する扶養請求権を州に譲渡し、州が直接義務者（父）に対し養育費の支払を求めることが認められているほか、父の所在探知システムが連邦政府内に設けられている。

2、イギリス

（1）離婚制度

イギリスにおいても、離婚制度においては、裁判所ないしは裁判所外調停といわれる第三者の関与を経ることが必要とされる。有子夫婦の場合に

は、子どもの監護、扶養、面接交渉などについての必要な措置を申し合わせることとされている。

(2) 養育費の取決め

前記のとおり、離婚の前提として養育費についての取決めが必要とされており、離婚と同時に、養育費についての命令がなされる。

また、裁判所は、離婚判決の際または判決後に、配偶者または子どものために財産供与決定、財産調整決定または財産売却決定を下すことができるが、実質的には子どもの監護に必要な費用については、この決定において考慮されているようである。

(3) 履行確保制度

養育費支払の履行確保の方法としては、賃金差押決定（雇用者に、養育義務者の賃金の一部を差し引いて支払わせる方法）と、治安判事裁判所における強制履行がある。ただし、実際には、前述の財産供与決定等において養育費についても考慮されており、養育費のみについて履行確保の手段が取られるのは、極めて稀である。

3、フランス

(1) 離婚制度

すべての離婚の種類に必ず裁判所の判決が必要になり、子の利益が考慮される。離婚後においても共同親権制をとっているが、未成年の子の監護権は裁判官の決定により子の利益に従って父母のいずれかにゆだねられる。

(2) 養育費の取決め

離婚は子に対する親の権利義務に影響を及ぼさず、父母は子に対する扶養義務を負い、子の監護をゆだねられなかった親も収入に応じて養育費を分担する。その具体的な内容については、協議・共同請求離婚については当事者の合意により、その他の場合には裁判所の決定により、決定される。

(3) 履行確保制度

直接支払制度（扶養定期金の権利者が義務者の雇用主または預金先の銀行などに対して定期金の直接支払を請求できる制度）や、権利者の請求により国庫の直接税徴収官が徴税手続によって取り立てる方法が認められた。

さらに、一定の限度までの家族扶助手当が定期金債権に対する立替金として家族給付支給機関から支給され、同機関が直接国に対し公的取立手続を依頼することが認められた。

4、スウェーデン

(1) 離婚制度

16歳以下の子どもがいる有子夫婦の場合には、離婚の合意の有無にかかわらず、強制的に6ヶ月間の考慮期間が要求されている。

(2) 養育費の決め

養育費については、離婚時に扶養契約または判決によって決められるが、親子法によって、養育義務者、養育費の算定方法、支払方法など詳細に規定されている。

(3) 履行確保制度

「児童扶養手当保障法」により、18歳未満の子どもは、社会保険事務所から、児童扶養手当として基礎額（国民保険法により、年金などの受給額決定のため、毎月政府によって物価事情などを考慮して定められる金額）の41%を受けることができる。この場合、扶養料請求権は自動的に社会保険事務所に移転し、社会保険事務所は、支払義務者が督促にもかかわらず支払わないときは、義務者の給与から天引きにより取り立てができる。

第4 離婚に伴う養育費についての現行法上の問題点

1、父母の未成年子に対する養育義務について

現行民法では、父母の未成年子の養育義務について明文の規定がなく、親権者は子を監護教育する権利を有し義務を負うとの規定を置くのみである（820条）。一方、有子夫婦の離婚につき、単独親権者制をとり、819条において、夫婦のいずれか一方を親権者に指定しなければならない旨規定している。

従って、離婚に際し、親権者となった父又は母が、監護義務者として、監護の費用即ち養育費を負担しなければならないことは明らかであるが、非親権者については、未成年子に対する養育費の負担義務を明示した規定が存在せず、877条において、「直系血族及び兄姉弟妹は互いに扶養をする義務がある」と規定しているのみである。しかも、離婚に際しては、父又は母の一方のみを親権者に指定し、他方の親権を失わせるため、子どもを養育する義務、従ってそれに要する費用を負担するのも親権者のみであるとの誤解を生じやすい（但し、766条第3項に「監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない」との規定はある）。

2、養育費の決めについて

民法では、有子夫婦の離婚に際し養育費の決めについては何ら明文の規定を置いておらず、包括的に、子の監護者その他監護に必要な事項についての協議を求めているのみである（766条）。

すなわち、有子夫婦の離婚について、父母のいずれを親権者とするかさえ決めれば、養育費に関しては何らの取決めなく離婚することができるうことになっている。しかも、協議離婚の場合、養育費を取決めるよう促される機会もないばかりでなく、取決めたとしても、これを届け出る制度もないため、取決めを書面化するのが困難な現状にある。

3、履行の確保について

現行の履行確保制度としては、民事執行法上の強制執行手続と家事審判法上の履行勧告・履行命令などの制度があるが、いずれも養育費の履行確保という観点からすると不十分である。

まず、家事審判法上の履行勧告制度は、調停・審判で定められた義務が履行されていない場合、権利者の申し出により、家庭裁判所が義務者に対し、履行の勧告をする制度である。勧告であるから、これに従うことを強制することはできない。

また、履行命令は、調停・審判で定められた財産上の給付について、不履行の義務者に対し、権利者の申し出により、家庭裁判所が履行を命じる制度である。命令であるから義務者はこれに従わなければならず、従わない場合10万円以下の科料に処せられるが、それをもって履行を強制する制度であって、民事執行法上の強制執行制度と異なり、直接的に権利を実現するものではない。

いずれにせよ、履行勧告・履行命令は家事審判上の調停・審判によって認められた義務についてしか利用できないので、協議離婚をした者が同制度を利用するためには、養育費について改めて調停・審判の手続をとらなければならないことになる（2003年の人事訴訟法の改正により、判決には履行勧告制度が取り入れられたが、これも訴訟のケースへの適用にとどまる）。

また、強制執行は、前提として金額、支払方法などを明示した公正証書・判決・調停調書などの債務名義の存在を必要とするが、調停・審判などで離婚した場合はともかく、全離婚の90パーセント以上を占める通常の協議離婚の場合は、当初から債務名義を有するケースは希有であり、大半のケースにおいて強制執行手続を利用することはできない。もちろん、協議離婚の場合であっても、離婚後、養育費の支払いを求めて調停・審判の申立をし、債務名義を取得すれば強制執行手続を利用することが可能であるが、改めて債務名義を得る費用・期間を要する。

第5 対策

1、養育費取決め届出制度の新設

前述のとおり、民法では有子夫婦についても特別の制限なく協議離婚が認められ、養育費の取決めについても何の規定を置いていない。しかし、諸外国の法制をみると、有子夫婦の離婚自体を制限するもの、養育費負担について具体的規定を置くものなど、いずれも厳しい制約を課しており、わが国のように、養育費を取決めることなく当事者の協議によって離婚が許される制度はむしろ異例である。

しかし、わが国の現状においては、現行の簡易な協議離婚制度が社会的に定着している。また、養育費についての取決めを離婚成立の要件とするという制限を加えると、法律上の手続をとらない「事実上の離婚」の増加や、これによる母子家庭等としての保護の後退も懸念される。

したがって、養育費支払に関する取決めを離婚成立の要件とはせず、養育費支払に関する取決めを促進することが適切である。

養育費の取決めにおいては、支払義務者、金額、支払期日、支払期間等を定めておくことが必要である。

そこで、当事者が協議離婚の届出をする際にこれらについて取決めをすることを促し、かつ、簡易にこれを文書化することができるよう、現行の離婚届用紙に、養育費に関する合意書を加えることを提案する。但し、前記のとおり養育費に関する合意を離婚成立の要件とはしないので、この合意書がなくても離婚自体は成立する。

なお、上記養育費に関する合意書の試案は、別掲のとおりである。

養育費に関する合意書を作成した場合には、当事者に養育費支払を促すという効果と共に、後述の養育費支払命令制度（新設）の利用もできる。このための具体的な方法としては、離婚届用紙のうち、養育費に関する合意書部分を複写にし、各当事者がそれを1通ずつ保管できるようにする。合意書原本は未成年子が成年に達するまで、離婚時の本籍地を管轄する市町村役場で保管することとする。この程度の簡易な手続であれば、当事者にも容易に利用しうると考えられるし、制度面でも十分対応可能であると考える。

2、養育費支払命令制度の新設

わが国では、全離婚の約90%を協議離婚で占めているために、養育費について当初から債務名義を持つケースは少なく、公的に養育費の内容が確定していない場合がほとんどである。養育費の履行確保を図ろうとすれば、協議離婚の場合にも、簡易迅速に債務名義を得られる制度が是非とも必要である。

ところが、現行制度上、養育費について簡易迅速に債務名義を得る方法がない。

そこで、簡易迅速に養育費について債務名義を取得する方法として、「養育費支払命令制度」の新設を提言するものである。

この制度の概略は、次のとおりである。

養育をする者は、養育費を支払う者（支払義務者）に対し、「養育費に関する合意書」を添付して子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費支払命令の申立をすることができる。

裁判所は、支払義務者を審尋することなく、支払命令を発する。

支払義務者は、支払命令に対し、送達の日から二週間以内に異議を述べることができる。

なお、支払義務者から異議が出された場合には、養育費支払命令申立の時に審判の申立がされたものとみなして、審判手続に移行する。

支払義務者から異議のない場合には支払命令は確定し、審判で確定した場合と同じ効力があるものとする。

すなわち、養育費支払命令は調停・審判と同じく将来の請求について形成力及び執行力を持つことになる。しかも、調停・審判よりは簡易、迅速に取得することができる。

この養育費支払命令制度においては、前述の「養育費に関する合意書」を添付することが要件である。養育費支払命令の申立書を「養育費に関する合意書」を基にして定型化することで、「養育費に関する合意書」の具体的な記載内容を申立書に書き入れるだけですみ、申立も容易になる。また、裁判所としても、「養育費に関する合意書」が添付されていれば、当事者間の合意の存在を確認することができ、審査なしに支払命令を出すことも可能になろう。

また、義務者から異議が出された場合に移行すべき手続は、審判手続によることとする。養育費の請求はそもそも審判事項であること、義務者の異議は合意の存否のみならず事情変更に基づく扶養内容の変更を求めるものも存在し、それらを一挙的に解決するためには審判手続が適しているためである。

養育費の取決めの届出を促進するためにも、このような制度を新設すべきである。

3、養育費立替払制度の新設

(1) 養育費の履行確保について強制執行や履行勧告等の諸制度を強化しても、支払能力がありながら、養育費支払義務を履行しない場合が生じるであろう。

ところで、養育費の支払については、諸外国においては国家的関与がなされている例が多くあり、また子どもの権利条約は、子どもの養育について国は親に適切な援助を与えることを規定している。

わが国においても、養育費が支払われない場合、子どもの生活を保障すべく、国が義務者にかわって子どもを監護する者に養育費を支払い、国が義務者から回収する制度（養育費立替払制度）を設けるべきである。

この制度は、私的な扶養請求権を実効化するとともに、国家が積極的な関与により子どもの生活を保障していくという社会福祉的機能をも果すことができる。

（2）養育費立替払制度は、以下の通りとする。

立替払を受ける要件

- a 養育費の支払義務について債務名義があること
- b 義務者に1回以上の養育費の不払があること

本来的には私的扶養が優先されるべきところ、子どもの健全な発育と福祉のために国家が私的扶養を補完するのであるから、義務者の義務不履行を要件とするのである。

- c 養育費請求権を国に対して譲渡すること

本制度を利用するものは、義務者に対する養育費請求権を国家に対して譲渡するものとする。譲渡を受けた国が、義務者に対して取立を行ふことになる。

手続

権利者が、社会保険庁に対して、債務名義を提示して、申立をする。

申立は一年ごとに行うものとする。

社会保険庁を立替・取立機関とし、権利者の申立を受けて、社会保険庁は養育費の立替払を行う。

立替額

立替額については、子どもの必要生活費を考慮した上で、上限を設ける。

権利者・義務者間で作成された債務名義において上限額以上の額が定められたとしても、それはあくまでも自主的に払う場合の額であり、これを国家が替わって立て替える場合には、国家財政や事務手続きの関係上、一定額とせざるを得ない。

債務名義において上限額以下の額が定められていた場合には、債務名義の金額を立替額とする。この制度はあくまでも私的扶養を補完するものであるから、当事者の合意で定まった額以上の金額を支払う必要はないからである。

取立権限、徴収方法

国税徴収の例による。取立対象が社会保険加入者以外のものの場合は、その者の加入する保険取扱機関と情報をリンクさせて、一括して社会保

険庁が徴収する。

財源

前述のとおり、立替払金額について上限を設けたため、立替払額よりも国が徴収した額が多い場合は、国は立替払額以上を権利者に交付しない。申立人は既に全額の請求権を国に対して譲渡しているからである。この差額が本制度運営の原資の一部となる。

また、義務者からの取立によって私的扶養である養育費の支払が確保されることにより、自立を促進できる。現在生活保護を受けているひとり親世帯に支給されている保護費の削減もはかれる。

児童扶養手当との関係

現行の児童扶養手当との関係が問題となるが、養育費立替払制度自体は私的扶養義務の履行を確保するものであるから、次世代を担う子どもの健全な育成を社会全体で確保することを目的とする公的給付としての児童扶養手当と関連させるべきではない（児童扶養手当法2条2項）

（3）本制度の対象は、母子世帯に限定せず、ひとり親世帯とする。

離別父子世帯は、母子世帯よりも経済的な問題は少ないといえるが、父子世帯にあっても、子どもの養育と仕事の両立のために、父親がパートタイム勤務に移らざるを得ない場合もあり、一律に父子世帯を除外することは望ましくない。

4、税制上の優遇制度の新設

有子夫婦の離婚について養育費の定期的な支払が合意されても、これが約束通りに履行されないことが多く、履行確保が社会問題になっている。このため、離婚の合意が整った段階での一括金による支払が好ましい事例もある。しかるに、贈与税を課するとの課税庁の取扱により、一括金による履行確保も困難な状況にある。

また、現行所得税法では、養育費を支払う者に所得控除が認められていな。このため、養育費の支払をしぶる例もあり、また一般の扶養義務について所得控除が認められていることとの公平さを欠いている。

そこで、子の福祉の観点から次の措置を講ずべきである。

- （1）離婚に際して一括して支払われる養育費について、受給者に贈与税を課税しない取扱とする。
- （2）養育費を支払う者に、所得税の所得控除の一項目として養育費控除を設ける。

5、婚姻することなく出生した子どもの養育費について

婚姻することなく出生した子どもを養育している非婚の母の世帯にあっても、法律上の父親に子どもを養育する責任があることについては他の離別母子世帯の場合となんら変わりはない。

よって、認知した子どもの養育費についても、離婚後の養育費支払と同様、前記3、4項の対象とする。

以上

養育費に関する合意書

註1 本合意書に記入せずに離婚届出のみを提出することもできます。

2 本合意書を提出した場合には、強制力のある支払命令制度等が利用できます。

未成年者の氏名	氏	名	養育費を支払う者		養育をする者	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		父から 母から		父へ	母へ
支払開始日	平成 年 月分から		支払終了時期	平成 年 月まで 満 歳に達した日が属する月分迄		
養育費の額及び その支払方法	一ヶ月金 円ずつ、毎月 日迄に 当月分を 支払う。 翌月分を その他の方法で支払うときは、具体的に、下記に記入して下さい。 支払金額 支払方法					
未成年者の氏名	氏	名	養育費を支払う者		養育をする者	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		父から 母から		父へ	母へ
支払開始日	平成 年 月分から		支払終了時期	平成 年 月まで 満 歳に達した日が属する月分迄		
養育費の額及び その支払方法	一ヶ月金 円ずつ、毎月 日迄に 当月分を 支払う。 翌月分を その他の方法で支払うときは、具体的に、下記に記入して下さい。 支払金額 支払方法					
未成年者の氏名	氏	名	養育費を支払う者		養育をする者	
生年月日	昭和・平成 年 月 日		父から 母から		父へ	母へ
支払開始日	平成 年 月分から		支払終了時期	平成 年 月まで 満 歳に達した日が属する月分迄		
養育費の額及び その支払方法	一ヶ月金 円ずつ、毎月 日迄に 当月分を 支払う。 翌月分を その他の方法で支払うときは、具体的に、下記に記入して下さい。 支払金額 支払方法					
届出人の 署名捺印	(父) (母)			印	印	

には、あてはまるものにしをつけて下さい。未成年の子ごとにわけて、養育費の支払方法に関する合意内容を記載して下さい。